

2022年10月28日

日 本 銀 行

「指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領」の一部改正について

日本銀行は、令和4年10月27・28日の政策委員会・金融政策決定会合において、金融調節の円滑化を図る観点から、「指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領」（平成25年4月4日決定）を別紙のとおり一部改正することを決定しましたので、お知らせします。

以 上

<本件照会先>

企 画 局 大竹 (03-3277-2877)

「指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領」中一部改正

○ 6. を横線のとおり改める。

6. 銘柄別買入限度額等

(1) 指数連動型上場投資信託受益権にあつては、銘柄別の買入限度額は、本行による買入れが銘柄毎の市中流通残高に概ね比例保有に係る費用等を勘案して行われるよう本行が別に定める上限とする。

(2) 略（不変）

(附則)

この一部改正は、2022年12月1日から実施する。